

# 新宮町立新宮東中学校PTA規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 この会は、新宮東中学校PTA(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、新宮東中学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校、家庭、地域の積極的な協力により、生徒の健全育成を図ることを目的とする。ただし、政党や宗教、営利団体に左右されず、学校行政や教育方針に干渉しない。

(活動内容)

第4条 本会の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- (1) 会員の知識、教養の向上に関すること。
- (2) 校内外における生徒の生活指導に関すること。
- (3) 学校施設、設備及び校外整備等の充実、改善に関すること。
- (4) 会員及び生徒の保健安全と福祉厚生の向上に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

## 第二章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の各号の該当者とする。

- (1) 在校生の両親または保護者
- (2) 本校の教職員
- (3) 本校の通学区内に居住し、会の目的に賛同する者で評議員会の承認を受けた者

(会費)

第6条 会員は、次の定められた会費を必ず納付しなければならない。

- (1) 会費は、月額220円(4月、5月は260円、年額2,720円)とする。
- (2) 特別の事由がある場合は、協議の上、認められる場合は、会費を全額又は一部を免除することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、すべての平等の権利と義務を有する。

## 第三章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 保護者から選出
- (2) 副会長 2名 保護者から選出
- (3) 書記 2名 保護者、教職員から各1名選出
- (4) 会計 1名 保護者から選出

(役員職務)

第8条の2 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し、会合を主催し外部に対して会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- (3) 書記は、次に掲げる記録を正確かつ安全に保管し、毎年度末に後任者へ引き継ぐ。
  - ア 規約(修正等を含む)
  - イ 当該年度の人事録
  - ウ 会議の議事要録
  - エ 役員会及び委員会の報告書
- (4) 会計は、会の経費を収納し、役員会もしくは会長の承認を得て経費の支出を行う。会計簿は随時、会員の何人でも点検することができる。毎年度末に、該当年度の決算報告書を総会に提出して、全会員に報告する。

(役員選出)

第8条の3 役員は、選考委員会において選出し、総会の承認を得る。ただし、評議員との兼任はできない。

- 2 選考委員会は、施設安全委員会をもって構成する。ただし、必要に応じ、役員会、顧問、その他の施設安全委員会に、出席又は意見を求めることができる。

(役員任期)

第8条の4 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

ただし、転校卒業その他の事情により、本人の辞退ある場合は、選考委員会において選出補充し、任期は残任期間とする。

(顧問)

第9条 役員相談役として、顧問1名を置くことができる。

(顧問職務)

第9条の2 顧問は、会長の招集を受けた場合、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問の選出)

第9条の3 顧問は、必要に応じて会長が委嘱する。

2 顧問は、直近の本会役員が望ましい。

(顧問の任期)

第9条の4 顧問の任期は、1年限りとする。

#### 第四章 監事

(監事)

第10条 本会の経理を監査するために、2名の監事を置く。ただし、評議員との兼任はできない。

(監事の職務)

第10条の2 監事は、総会及び評議員会において、監査報告を行わなければならない。

2 監事は、年2回以上の会計監査を行わなければならない。

(監事の選出)

第10条の3 監事は、選考委員会において選出し、総会の承認を得る。

2 監事は、直近の本会役員が望ましい。

(監事の任期)

第10条の4 監事の任期は、1年限りとする。

#### 第五章 機関

(種類)

第11条 本会に、次に掲げる機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 役員会
- (4) 運営委員会
- (5) 委員会

##### 第一節 総会

(構成)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

(招集)

第13条 総会は、毎年1回定期に開き、会長が招集する。ただし、次の各号に該当する場合、会長が随時に招集することができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 全会員の10分の1以上の要請があった場合。

(権限)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を決める。

- (1) 規約の改正と会費の決定
- (2) 予算、事業計画の審議決定と決算、事業報告の承認

(3) 役員並びに評議員の承認

(4) 評議員会に対する委任事項の決定

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項の決定

##### 第二節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であって役員会、評議員をもって構成する。

(選出方法)

第16条 評議員は、次の方法で年度始めに選出する。

- (1) 各地域から、原則として2名選出する。ただし、会員数その他により、その数は細則に定める。
- (2) 各学級より3名を選出する。
- (3) 教職員から、若干名選出する。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 評議員に欠員を生じた場合は、必要に応じその選出区分から選出補充するものとし、任期は残任期間とする。

(招集)

第18条 評議員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 総会議案
- (3) 本会運営及び事業企画
- (4) 各委員会の立案計画事項
- (5) その他必要な事項の調査並びに研究

##### 第三節 役員会

(構成)

第20条 役員会は、役員、校長、教頭、主幹教諭をもって構成する。

(任務)

第21条 役員会は、本会の活動内容及び重要事項等について審議する。

(招集)

第22条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

#### 第四節 運営委員会

(構成)

第23条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 役員
- (2) 各専門委員会の正副委員長
- (3) 校長、教頭、主幹教諭

(任務)

第24条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会、評議員会により委任された事項
- (2) 総会、評議員会に提出する原案の作成
- (3) 各委員会の連絡調整
- (4) 本会の運営に必要な事項

#### 第五節 委員会

(種類)

第25条 委員会は、次に各号に掲げる委員会をいう。

- (1) 専門委員会
- (2) 特別委員会

(専門委員会)

第26条 専門委員会は、地域代表、施設安全、文化教養、学年の各委員会を置く。

(各委員会の構成)

第26条の2

- (1) 各委員会は、評議員及び教職員をもって構成し、委員は会長が委嘱する。
- (2) 地域選出評議員による専門委員会  
ア 地域代表委員会及び施設安全委員会は、地域選出の評議員によって構成する。
- (3) 学級選出評議員による専門委員会  
ア 学年委員会は、各学級の保護者から2名の学級委員を選出し、学年ごとに学級委員会を構成する。  
イ 文化教養委員会は、各学級の保護者から1名を選出し、構成する。  
ウ 学級選出評議員の任期は、1年とし、地域選出評議員との兼任はできない。
- (4) 各委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。ただし、学年委員会は、3年の委員長を代表委員長とする。

(各委員会の職務)

第26条の3 専門委員会の任務はつぎのとおりとする。

- (1) 地域代表委員会は、地域での活動推進のために、必要に応じ地域で会合を設け目的の達成を図る。

(2) 施設安全委員会は、教育環境の整備、安全対策、施設の充実等に当たる。

(3) 文化教養委員会は、機関紙の発行、講演会、研究会、視察会等、会員の教育向上を図るとともに、生徒の校外生活の状況を把握し、学校との連携等、生活指導に協力する。

(4) 学年委員会は、各学年における教育上の諸問題等について、保護者と学校との連携を図る。

(5) 各学級から選出された文化教養委員は、各学級の学級委員長の補佐を行う。

(各委員会の招集)

第26条の4 各委員会は、会長の承認を受け、委員長が必要に応じ招集する。

(特別委員会)

第27条 特別委員会は、緊急又は特定の目的を遂行するために、臨時的に設置することができる。

#### 第六章 会議

(定数)

第28条 各種会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会、評議員会は委任状を認める。

(表決)

第29条 会議の表決は、出席者の2分1以上の同意を要する。

#### 第七章 会計

(経費)

第30条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第八章 雑則

(細則の制定)

第32条 この規約を補則するためには、評議員会で細則を制定することができる。

(慶弔規定)

第33条 本会の慶弔規定は、細則に定める。

#### 附 則

この規約は、平成31年4月27日から施行する。